

新日本スポーツ連盟 傷害見舞金制度規程

第1条(目的)

この傷害見舞金制度は、新日本スポーツ連盟に加盟する都道府県連盟、種目組織(含 クラブ)の主催する行事で起きた傷害事故に対し、受傷者の経費負担を軽減することを目的とした共済制度です。

この制度を進めることが、傷害予防の啓蒙にしていきます。

第2条(名称)

この制度は、新日本スポーツ連盟・傷害見舞金制度(略称 見舞金制度)と呼びます。

第3条(運営組織)

この制度の運営は、全国連盟総務局が行います。

第4条(加入資格)

新日本スポーツ連盟に加盟する都道府県連盟や種目組織(含 クラブ)主催行事の参加者が加入できます。その際、新日本スポーツ連盟構成員以外の参加者も加入可能です。

第5条(共済金)

行事毎の加入とし、1行事につき1日単位の共済金が必要です。

第6条(加入期間)

加入期間は、加入する行事の開催期間とします。

第7条(加入手続き)

次の手続きをもって加入とします。

- 1、所定の用紙を新日本スポーツ連盟・傷害見舞金係に送付します。
- 2、共済金を指定口座に振り込みます。

第8条(効力)

第7条の加入手続きが完了すると大会開催日から効力が発生します。

(共済金だけが振り込まれ、名簿が遅れると無効になります)

第9条(見舞金の適用範囲)

第1条に規定する行事中(主催者の管理下)に発生した傷害に適用します。

第10条(見舞金の給付基準)

「傷害見舞金制度 加入のご案内」に定めるものとします。

第11条(請求手続き)

事故発生後30日以内に、行事責任者・県連盟・種目組織が次の書類を提出して行います。

- 1、スポーツ傷害見舞金給付申請書
- 2、医療機関の証明書、または、それに準ずる入院及び通院証明書(診察券のコピー可)、領収書。
- 3、事故報告書

第12条(認定)

見舞金給付認定は、全国連盟総務局が行います。

第13条(給付)

第13条で認定された時は、当事者に見舞金を送金(指定先)し、申請者には書面で通知します。

第14条(報告)

この制度の会計は、給付報告は評議員会並びに総会に報告します。

第15条(会計年度と監査)

会計年度を4月から翌年の3月までとし、監査は新日本スポーツ連盟の会計監査を受け、総会に報告します。

第16条(規程の改廃)

この規程は2003年4月1日より実施し、規程の改廃は評議員会で行えるものとします。

2003年3月16日 評議員会にて制定

2025年2月 8日 評議員会にて一部改正